

新毛高浜南園地緑化協定

(目 的)

第1条 この協定は、園地内に植栽されている樹木の維持・保全を主とし、将来にわたる緑化の増進に努め、私達が生活する地区の住環境を緑豊かな調いのあるものとすることを目的とする。

(名 称)

第2条 この協定は、新毛高浜南園地緑化協定（以下「協定」という。）という。

(協定の締結)

第3条 この協定は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号以下「法律」という。）第28条の規定に基づいて締結するものとする。

(協定区域)

第4条 協定の対象となる区域は、別添協定区域図に表示する新毛高浜南園地住宅管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とする。

(協定の効力)

第5条 この協定は、法律による認可を千葉市長から受けた

日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）が存することとなつた時から効力が発生することになり、この時以後において新たに協定区域内の土地所有者等となつた者に対しても、その効力が及ぶものである。

（緑化に関する事項）

第6条 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有し、又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有土地」という。）の緑化の増進に努めるものとする。

2 植栽する樹木は、園地内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣の環境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものから選び植栽することとする。

(1) 花または葉を楽しむ木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、ヨブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、シンチヨウダ、アジサイ、タチナシ、バラ、ヤマブキ、アベリヤ等。

(2) 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ

ウ、アンズ、サクロ、リンゴ、ナシ、ナリ等。

(4) 鳥が害つてくる木

モツコタ、ウメモドキ、ナンテン、ヒラカンサス、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤブデ、アオキ、カタレミノ、ツゲ、グミ等。

(4) 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイサンボク、スギ、ヒバ、ケヤキ、イチロウ、エセアカシヤ、カイヅカイブキ、マテバシイ、ウバメガシ等。

(植栽樹木の保護及び管理)

第7条 協定者は、緑の環境の恵みを十分享受できるよう、

植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。

2 植栽した樹木の病気駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成に係る管理は、管理組合に委任するものとする。

3 植栽した樹木が、増設築造の他工作物の設置等の支障となる場合は原則として、移植するものとし、枯損した場合には、補植する。

(協定の有効期間)

第8条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間と

し、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出

をしなかつた場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第9条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等
全員の合意により、法律による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の
合意により、法律による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第10条 この協定は、新たに土地所有者等となつた者に対
しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を
譲り渡した場合、新たに土地所有者等となつた者に対し、
この協定内容を明らかにするものとする。

(違反者等に対する措置)

第11条 故意又は重大な過失により、植栽した樹木等を伐
採し、若しくは損傷する等により、この協定に違反した者
に対し、管理組合は、協定内容の実現に必要な措置をとる
よう要求するものとする。

違反者がこの要求に応じない場合、管理組合は、協定の
目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

(協定の保管)

第12条 この協定書は、当園地内管理組合の理事長が保管

し、各協定者はその写しを保有するものとする。

以 上